

# 度会町地域防災計画

## 資料編

度会町防災会議



## 目次

第1部	防災上注意すべき自然的社会的条件.....	1
1-1	山腹崩壊危険地区.....	1
1-2	崩壊土砂流出危険地区.....	2
2	砂防指定地内の溪流.....	2
3	土砂災害（特別）警戒区域.....	3
4	道路注意箇所.....	10
5	防災重点農業用ため池.....	10
6	町域河川水系大別表.....	11
第2部	防災施設と設備.....	12
1	避難場所及び応急給水場所.....	12
2	化学消火薬剤保有現況.....	14
3	林野火災対策備蓄資機材.....	14
4	ごみ、し尿処理施設現況と運搬車両.....	14
第3部	物資人員輸送.....	15
1	確保車両数.....	15
2	ヘリポート一覧表.....	15
3	県緊急輸送ネットワーク.....	15
第4部	要配慮者利用施設.....	16
第5部	要員の確保.....	17
1	災害対策技術要員.....	17
第6部	災害情報等.....	18
1	移動系及び同報系の防災行政無線の現況.....	18
2	災害報告諸様式.....	22
3	度会町災害履歴.....	44
4	平成16年台風21号（平成16年9月29日）による浸水域.....	46
5	雨量・台風に関する基礎知識.....	48
6	気象庁震度階級関連解説表.....	50
7	度会町防災会議設置条例.....	54
8	度会町災害対策本部設置条例.....	56
9	救助法による救助の程度、方法、期間等一覧.....	57
10	防災関係機関及び連絡窓口.....	61
11	度会町防災会議委員.....	64
12	防災関係機関所在地及び電話番号一覧表.....	64

第7部	度会町防災マップ	65
1	土砂災害ハザードマップ	65
2	洪水ハザードマップ	65
3	ため池ハザードマップ	65
第8部	協定等一覧	66

## 第1部 防災上注意すべき自然的社会的条件

## 1-1 山腹崩壊危険地区

危険地区番号		位置			予想される災害名	面積(ha)	公共施設等					
市町	地区	市町	大字	字			50戸以上家	49～10戸	9～5戸	4戸以下	公共施設(道路除く)	道路
470	1	度会	注連指	奥出	山腹崩壊	3			8			町
〃	2	〃	〃	峠	〃	3		14				町
〃	3	〃	〃	蕨広	〃	2		20		1		町
〃	4	〃	田口	杣口	〃	5		13				町
〃	5	〃	〃	上村	〃	1		22				県
〃	6	〃	麻加江	定	〃	3		20				県
〃	7	〃	坂井	堂の上	〃	1			7	1		県
〃	8	〃	長原	田間	〃	6				3	1	町
〃	9	〃	〃	里村	〃	6		20		1		町
〃	10	〃	〃	〃	〃	1			8			町
〃	11	〃	〃	登	〃	2		20		3		県
〃	12	〃	鮠川	里	〃	1		15				県
〃	13	〃	当津	里中	〃	3		22				県
〃	14	〃	棚橋	下ノ田	〃	1		10		1		県
〃	15	〃	〃	キシコ	〃	2	76			1		県
〃	16	〃	川口	岡	〃	5		12				県
〃	17	〃	〃	〃	〃	5		25				県
〃	18	〃	栗原	畦地	〃	1			7			県
〃	19	〃	〃	丸山	〃	2		38		1		県
〃	20	〃	中之郷	山木戸	〃	3		15		3		県
〃	21	〃	〃	高瀬	〃	1			6			県
〃	22	〃	小川	奥河内	〃	1				1		町
〃	23	〃	〃	〃	〃	4		17				町
〃	24	〃	火打石	彦助	〃	1		12				町
〃	25	〃	駒ヶ野	金比羅	〃	3		25				県
〃	26	〃	〃	〃	〃	1		21				県
〃	27	〃	小萩	カミデ	〃	3		10				町
〃	28	〃	柳	サダ	〃	1		10		1		県
〃	29	〃	市場	薬師山	〃	1		25		1		県
〃	30	〃	脇出	猪ノ山	〃	1			7	2		県
〃	31	〃	和井野	一本松	〃	1		25		2		町
〃	32	〃	南中村	岩城	〃	1		15				県
〃	33	〃	〃	切間	〃	1		13				町
〃	34	〃	〃	御杣河内	〃	1		10				町
〃	35	〃	〃	高坂	〃	1		20		3		県
〃	36	〃	〃	上細林	〃	2		30				県
〃	37	〃	〃	筒淵恒外	〃	2			5	2		町
〃	38	〃	栗原	西山	〃	1			6			県
〃	39	〃	川口	天道	〃	1			7			県
〃	40	〃	南中村	ジツ八	〃	1			7			県
小計	40					85						

## 1 - 2 崩壊土砂流出危険地区

危険地区番号		位置			予 想 され る 災 害 名	面積 (ha)	公共施設等					
市町	地区	市町	大字	字			50戸 以上 人家	49～ 10戸	9～ 5戸	4戸 以下	公共 施設 (道路 除く)	道路
470	1	度会	注連指	屏風岩谷	土砂流出	7.20	69				2	町
〃	2	〃	〃	中ノ郷	〃	3.15		48				町
〃	3	〃	田口	志布谷	〃	0.68		18				県
〃	4	〃	〃	下田口	〃	0.36		23				県
〃	5	〃	鮠川	広	〃	7.20		17				町
〃	6	〃	栗原	畦地	〃	0.96		21				県
〃	7	〃	〃	本郷	〃	0.84			7			町
〃	8	〃	中之郷	内野	〃	1.28			5			町
〃	9	〃	日向	高岡	〃	2.07		20		1		町
〃	10	〃	五ヶ町	岡ノ前	〃	0.36		13				県
〃	11	〃	小川	奥河内	〃	5.63		32				町
〃	12	〃	駒ヶ野	番所	〃	2.16		30				県
〃	13	〃	小萩	コウジカノ	〃	0.66			8			町
〃	14	〃	〃	カゲ	〃	0.60			8			町
〃	15	〃	柳	岡地	〃	0.72		13		1		県
〃	16	〃	〃	向柳	〃	1.44			8			町
〃	17	〃	市場	佐田	〃	0.24			7			県
〃	18	〃	脇出	御所裏	〃	4.32	80			5		県
〃	19	〃	和井野	野谷	〃	3.65		18				町
〃	20	〃	南中村	日部	〃	1.98		38				町
〃	21	〃	〃	上出	〃	1.17		20		3		県
〃	22	〃	〃	能見坂	〃	3.60		30				県
〃	23	〃	牧戸	大日山	〃	0.48	83			1		県
〃	24	〃	小萩	白樫広	〃	0.72	50					県
〃	25	〃	〃	オガノ広	〃	1.05	50					町
〃	26	〃	小萩	ニツ竈	〃	1.20	50					町
〃	27	〃	〃	石ヶ尾	〃	1.65	50					林
〃	28	〃	〃	ダンナ山	〃	1.35	50					林
〃	29	〃	〃	片欠	〃	1.05	50					林
〃	30	〃	長原	ミスアガリ	〃	0.12				1		市
〃	31	〃	川口	脇の垣外	〃	0.43			5			県
〃	32	〃	麻加江	比余	〃	0.72						町
〃	33	〃	南中村	セト	〃	0.12						県
〃	34	〃	小萩	カミデ	〃	0.06						町
〃	35	〃	下久具	ヒラオ	〃	0.18						町
〃	36	〃	川口	五里山	〃	10.00						県
〃	37	〃	小萩	クダリデ	〃	0.02						町
小計	37					59.91						

## 2 砂防指定地内の溪流

番号	水系名	溪流名	市町名	字名
1234	宮川	(ひびやぶ)	度会郡度会町	奥出

## 3 土砂災害（特別）警戒区域

箇所名	字	自然現象の種類	特別警戒区域 (レッドゾーン) の有無	指定年月日
注連指 1	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 2	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 3	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 4	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 5	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 6	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 7	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 8	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 9	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 10	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 11	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 12	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 13	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 14	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 17	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
注連指 18	注連指	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
田口 1	田口	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
田口 2	田口	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
田口 3	田口	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
田口 4	田口	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
田口 5	田口	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
田口 6	田口	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
田口 7	田口	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
田口 8	田口	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
田口 9	田口	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
田口 12	田口	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
田口 13	田口	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
田口 14	田口	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
田口 15	田口	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
麻加江 1	麻加江	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
麻加江 2	麻加江	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
麻加江 3	麻加江、長原（立花）	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
麻加江 4	麻加江、長原（立花）	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
麻加江 5	麻加江	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
坂井 1	坂井	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
坂井 2	坂井	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
坂井 4	坂井	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
坂井 7	坂井	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
長原 2	長原	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
長原 3	長原	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
長原 4	長原	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
長原 5	長原	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
長原 7	長原	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
立花 1	長原（立花）	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
立花 2	長原（立花）	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日

箇所名	字	自然現象の種類	特別警戒区域 (レッドゾーン) の有無	指定年月日
立花 3	長原 (立花)	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
立花 4	長原 (立花)	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
立花 7	長原 (立花)	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
立花 9	長原 (立花)	急傾斜地の崩壊	○	平成 28 年 9 月 30 日
釜ヶ谷 1	注連指	土石流	-	平成 28 年 9 月 30 日
ヒビカ河内	注連指	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
ひびやぶ	注連指	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
倉板の谷	注連指	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
蕨広 1-1	注連指	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
蕨広 1-2	注連指	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
小脇谷	注連指	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
釜ヶ谷 2	注連指	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
東出-1	田口	土石流	-	平成 28 年 9 月 30 日
東出-2	田口	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
猪ノ谷	田口	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
地蔵谷	田口	土石流	-	平成 28 年 9 月 30 日
中西 1	田口	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
中西 2	田口	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
上村	田口	土石流	-	平成 28 年 9 月 30 日
大工坂	田口	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
志ヶ谷	田口	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
杣口	田口	土石流	-	平成 28 年 9 月 30 日
風呂谷	田口	土石流	-	平成 28 年 9 月 30 日
樋ノ谷	田口	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
中村	田口	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
六ヶ谷	麻加江	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
定	麻加江	土石流	-	平成 28 年 9 月 30 日
一ノ田-1	麻加江、長原 (立花)	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
一ノ田-2	麻加江、長原 (立花)	土石流	-	平成 28 年 9 月 30 日
井谷	坂井	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
樋の谷	坂井	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
奥ノ谷	坂井	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
西北山	長原	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
北山	長原	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
本地	長原	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
大山	長原	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
田垣内	長原 (立花)	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
野村谷川	長原 (立花)	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
田外内川	長原 (立花)	土石流	-	平成 28 年 9 月 30 日
秋鹿	長原 (立花)	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
里村	長原 (立花)	土石流	○	平成 28 年 9 月 30 日
高谷	南中村	土石流	-	平成 29 年 5 月 26 日
シラサゴ	小萩	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
中ノ谷川	小萩	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
ゴキノ	小萩	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
コウジガノ	小萩	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
小萩 1	小萩	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日

箇所名	字	自然現象の種類	特別警戒区域 (レッドゾーン) の有無	指定年月日
小萩 2	小萩	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
風呂屋	柳	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
柳谷川 1	柳	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
柳谷川 2	柳	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
徳湯谷	柳	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
柳 1	柳	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
市場	市場	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
寺山	市場	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
佐田	市場	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
市場 1	市場	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
小谷	和井野	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
寺ノ谷	和井野	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
トシキ谷 1	和井野	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
トシキ谷 2	和井野	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
和井野 2	和井野	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
和井野 1	和井野	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
瀬戸	脇出	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
小田	脇出	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
小池谷	南中村	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
ヒコ谷	南中村	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
御松谷川	南中村	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
尾敷源	南中村	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
南中村 1	南中村	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
川上 1	川上	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
川上 2	川上	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
川上 3	川上	土石流	○	平成 29 年 5 月 26 日
神出 1	小萩	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
神出 2	小萩	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
神出 3	小萩	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
小萩 1	小萩	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
小萩 2	小萩	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
柳 4	柳	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
柳 1	柳	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
柳 2	柳	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
柳 5	柳	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
柳 6	柳	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
市場 1	市場	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
市場 3	市場	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
市場 2	市場	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
和井野 3	和井野	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
和井野 4	和井野	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
和井野 1	和井野	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
和井野 2	和井野	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
和井野 5	和井野	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
脇出 3	脇出	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
脇出 5	脇出	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
脇出 4	脇出	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日

箇所名	字	自然現象の種類	特別警戒区域 (レッドゾーン) の有無	指定年月日
脇出 6	脇出	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
脇出 1	脇出	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
脇出 2	脇出	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
岩ノ鼻	南中村	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
中井出	南中村	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
日部 1	南中村	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
日部 2	南中村	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
御杣	南中村	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
上出 1	南中村	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
上出 2	南中村	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
南中村 1	南中村	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
南中村 2	南中村	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
南中村 3	南中村	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
川上 4	川上	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
川上 2	川上	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
川上 1	川上	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
川上 3	川上	急傾斜地の崩壊	○	平成 29 年 5 月 26 日
しぶ谷	日向	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
谷ノ奥(1)	日向	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
谷ノ奥(2)	日向	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
よしが谷	小川	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
上殿	小川	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
寺井戸の谷	小川	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
奥河内川(1)	小川・五ヶ町	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
奥河内川(2)	小川・五ヶ町	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
奥河内川(3)	小川	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
奥河内川(4)	小川・五ヶ町	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
井戸の谷	五ヶ町	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
高瀬(1)	五ヶ町	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
高瀬(2)	五ヶ町	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
へぎり谷(1)	中之郷	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
へぎり谷(2)	中之郷	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
花瀬谷川	栗原・中之郷	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
黒岩	栗原	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
西山(1)	栗原	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
西山(2)	栗原	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
西山(3)	栗原	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
毛尾ヶ谷	川口	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
風呂ノ谷	川口	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
中山崎	川口	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
火打石(1)	火打石	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
火打石(2)	火打石	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
駒ヶ野 2	駒ヶ野	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
奥河内 1	小川	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
畦地 2(1)	栗原	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
畦地 2(2)	栗原	土石流	○	平成 30 年 8 月 28 日
川口 2	川口	急傾斜地の崩壊	○	平成 30 年 8 月 28 日

箇所名	字	自然現象の種類	特別警戒区域 (レッドゾーン) の有無	指定年月日
畦地	栗原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
本郷	栗原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
花瀬	栗原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
日向	日向	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
奥河内	小川	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
駒ヶ野	駒ヶ野	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
日向1	日向	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
小川1	小川	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
火打石1	火打石	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
栗原1	栗原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
川口1	川口	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
川口5	川口	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
五ヶ町1	五ヶ町	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
五ヶ町2	五ヶ町	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
中之郷1	中之郷	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
中之郷2	中之郷	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
中之郷3	中之郷	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
駒ヶ野1	駒ヶ野	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
小川3	小川	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
五ヶ町3	五ヶ町	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
小川2	小川	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
駒ヶ野2	駒ヶ野	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
駒ヶ野3	駒ヶ野	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
駒ヶ野4	駒ヶ野	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
川口6	川口	急傾斜地の崩壊	-	平成30年8月28日
川口7	川口	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
栗原5	栗原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
栗原2	栗原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
川口3	川口	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
栗原3	栗原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
栗原4	栗原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
川口4	川口	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
中之郷4	中之郷	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
中之郷5	中之郷	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
小川4	小川	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
栗原6	栗原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
栗原7	栗原	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
五ヶ町4	五ヶ町	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
川口8	川口	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
川口9	川口	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
川口10	川口	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
中之郷6	中之郷	急傾斜地の崩壊	○	平成30年8月28日
浅間谷	平生	土石流	○	令和1年10月4日
マキドウラ	棚橋、牧戸	土石流	○	令和1年10月4日
宮ノ西	棚橋、牧戸	土石流	○	令和1年10月4日
下ノ田	棚橋	土石流	○	令和1年10月4日
シテツ木	棚橋	土石流	○	令和1年10月4日

箇所名	字	自然現象の種類	特別警戒区域 (レッドゾーン) の有無	指定年月日
山川谷川	上久具、下久具	土石流	○	令和1年10月4日
棚橋 1-1	棚橋	土石流	○	令和1年10月4日
棚橋 1-2	棚橋	土石流	-	令和1年10月4日
葛原 1	葛原	土石流	○	令和1年10月4日
葛原 2	葛原	土石流	○	令和1年10月4日
葛原 3	葛原	土石流	○	令和1年10月4日
牧戸 1	棚橋、牧戸	土石流	○	令和1年10月4日
棚橋 2	棚橋	土石流	-	令和1年10月4日
棚橋 3	棚橋	土石流	○	令和1年10月4日
棚橋 4	棚橋	土石流	-	令和1年10月4日
棚橋 5	棚橋、大野木	土石流	○	令和1年10月4日
下久具 1-1	上久具、下久具	土石流	○	令和1年10月4日
下久具 1-2	上久具、下久具	土石流	○	令和1年10月4日
茶屋広 1	鮎川	土石流	○	令和1年10月4日
葛原 1	葛原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
大野木 1	大野木	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
棚橋 1	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
下久具 1	下久具	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
当津 1	当津	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
茶屋広 1	鮎川	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
棚橋 2	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
棚橋 3	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
葛原 2	葛原	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
大野木 2	大野木	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
棚橋 4	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
棚橋 5	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
鮎川 1	鮎川	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
鮎川 2	鮎川	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
茶屋広 2	鮎川	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
平生 1	平生	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
大久保 1	大久保	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
大久保 2	大久保	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
平生 2	平生	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
牧戸 1	牧戸	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
棚橋 6	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
棚橋 7	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
棚橋 8	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
上久具 1	上久具	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
下久具 2	下久具	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
大野木 3	大野木	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
大野木 4	大野木	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
大野木 5	大野木	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
棚橋 9	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
大野木 6	大野木	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
大野木 7	大野木	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
茶屋広 3	鮎川	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日
棚橋 10	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和1年10月4日

箇所名	字	自然現象の種類	特別警戒区域 (レッドゾーン) の有無	指定年月日
棚橋 11	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和 1 年 10 月 4 日
棚橋 12	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和 1 年 10 月 4 日
棚橋 13	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和 1 年 10 月 4 日
大野木 8	大野木	急傾斜地の崩壊	○	令和 1 年 10 月 4 日
大野木 9	大野木	急傾斜地の崩壊	○	令和 1 年 10 月 4 日
田間 1	田間	急傾斜地の崩壊	○	令和 1 年 10 月 4 日
川口	川口	地滑り	-	令和 2 年 4 月 17 日
栗原	栗原	地滑り	-	令和 2 年 4 月 17 日
田口 18	田口	土石流	-	令和 6 年 3 月 29 日
鮪川 5	鮪川	土石流	-	令和 6 年 3 月 29 日
止山東谷	棚橋	土石流	-	令和 6 年 3 月 29 日
平生 2	平生	土石流	○	令和 6 年 3 月 29 日
棚橋 12	棚橋	土石流	○	令和 6 年 3 月 29 日
棚橋 13	棚橋	土石流	○	令和 6 年 3 月 29 日
棚橋 14	棚橋	土石流	○	令和 6 年 3 月 29 日
平生 3	平生	土石流	○	令和 6 年 3 月 29 日
平生 4	平生	土石流	○	令和 6 年 3 月 29 日
鮪川 4	鮪川	土石流	○	令和 6 年 3 月 29 日
棚橋 10	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和 6 年 3 月 29 日
棚橋 11	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和 6 年 3 月 29 日
大野木 10	大野木	急傾斜地の崩壊	○	令和 6 年 3 月 29 日
大野木 11	大野木	急傾斜地の崩壊	○	令和 6 年 3 月 29 日
大野木 12	大野木	急傾斜地の崩壊	○	令和 6 年 3 月 29 日
田口 16	田口	急傾斜地の崩壊	○	令和 6 年 3 月 29 日
鮪川 3	鮪川	急傾斜地の崩壊	○	令和 6 年 3 月 29 日
田口 17	田口	急傾斜地の崩壊	○	令和 6 年 3 月 29 日
南中村 4	南中村	急傾斜地の崩壊	○	令和 6 年 3 月 29 日
南中村 5	南中村	急傾斜地の崩壊	○	令和 6 年 3 月 29 日
蓮華寺	棚橋	急傾斜地の崩壊	○	令和 6 年 3 月 29 日
長原 1	長原	急傾斜地の崩壊	○	令和 6 年 3 月 29 日
柳 3	柳	急傾斜地の崩壊	○	令和 6 年 3 月 29 日

## 4 道路注意箇所

### 主要地方道

番号	建設部	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
30	伊勢	主要地方道	022 伊勢南島線	度会郡度会町	盛土	1

### 一般県道

番号	建設部	道路種別	路線名	区間及び地内	注意内容	箇所数
33	伊勢	一般県道	151 度会大宮線	度会郡度会町	落石崩壊	4
44	〃	〃	721 度会南勢線	〃	〃	1

## 5 防災重点農業用ため池

ため池名	位置			ため池規模		
	都市	町	宇	堤高 (m)	満水面積 (㎡)	貯水量 (㎡)
北河内池	度会	度会	注連指	8.0	5,000	12,000
井谷池	〃	〃	坂井	7.5	4,000	10,000
樋ノ谷池	〃	〃	坂井	14.5	8,000	84,000
北山池	〃	〃	長原	8.5	9,000	46,000
中河内池	〃	〃	長原	13.1	38,000	84,700
中谷池	〃	〃	鮎川	4.0	5,000	11,000
西河内池	〃	〃	長原	9.0	14,000	54,000
東河内池	〃	〃	長原	8.0	5,000	12,000
谷村池	〃	〃	平生	7.5	100	1,000
惣風池	〃	〃	平生	7.5	3,000	12,000
岩ヶ谷池	〃	〃	大久保	10.0	3,000	7,000
岩坂大池	〃	〃	棚橋	17.0	30,000	200,000
大野木池	〃	〃	大野木	13.0	36,000	148,000
耳久谷池	〃	〃	葛原	7.5	5,000	42,000
田起池	〃	〃	葛原	7.5	1,000	2,000
花瀬池	〃	〃	栗原	13.0	1,000	1,000
五ヶ町池	〃	〃	五ヶ町	7.5	1,000	1,000
山入池	玉城	玉城	岩出	7.5	16,000	41,000
大谷池	〃	〃	宮古	14.1	33,000	163,000

## 6 町域河川水系大別表

種別	本川	支川	関係管理機関	備考
1 級水系	宮 川	一之瀬川	三重県	
		注連指川	〃	
		獅子ヶ谷川	度会町	
		清水川	〃	
		西河内川	〃	
		小山谷川	〃	
		鮪川山川	〃	
		わんだ川	〃	
		西谷川	〃	
		五里山川	〃	
		古川	〃	
		西山川	〃	
		彦山川	〃	
		小萩川	〃	
		大谷川	〃	
		野見坂川	〃	
藤越川	〃			

## 第2部 防災施設と設備

### 1 避難場所及び応急給水場所

#### (1) 指定一般避難所（災害対策基本法第49条の7）

No	施設名	住 所	土砂災害危険箇所
1	麻加江生活改善センター	度会町麻加江 603-2	
2	中川体育館	度会町麻加江 516-1	
3	保健センター	度会町棚橋 1215-1	
4	中央公民館	度会町棚橋 314	
5	町民体育館	度会町棚橋 300	
6	度会中学校体育館	度会町棚橋 300	
7	度会小学校体育館	度会町棚橋 1679-1	急傾斜地
8	中之郷生活改善センター	度会町中之郷 1157-5	
9	小川郷体育館	度会町中之郷 1025	急傾斜地
10	一之瀬公民館	度会町脇出 329	
11	一之瀬体育館	度会町脇出 372	

※土砂災害危険箇所地内の施設は、災害の状況によって使用しない

#### (2) 指定福祉避難所（災害対策基本法第49条の7）

No	施設名	住 所	備 考
1	度会町地域福祉センター本所	度会町棚橋 1202	
2	度会町地域福祉センター一之瀬支所	度会町南中村 1956	
3	特別養護老人ホームかりん	度会町田間 319-18	
4	小規模多機能型居宅介護わたらい	度会町麻加江 516-1	
5	グループホームわたらい	度会町麻加江 516-1	
6	指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームわたらい緑清苑	度会町棚橋 1202	
7	指定障害者支援施設・指定生活介護事業所宮の里ミタスメモリアルホーム	玉城町宮古 728-18	

#### (3) 指定緊急避難場所（災害対策基本法第49条の4）

No	施設・場所名	住 所	対象とする異常な現象の種類				
			洪水	崖崩れ 土石流 地滑り	地震	大規模 な火事	内水 氾濫
1	麻加江生活改善センター	度会町麻加江 603-2	○	○	○	○	○
2	中川体育館	度会町麻加江 516-1	○	○	○	○	○
3	長原保育所	度会町長原 365	○	○	○	○	○
4	保健センター	度会町棚橋 1215-1	○	○	○	○	○
5	中央公民館	度会町棚橋 314	○	○	○	○	○
6	町民体育館	度会町棚橋 300	○	○	○	○	○
7	度会中学校体育館	度会町棚橋 300	○	○	○	○	○
8	度会中学校校舎		○	○	○	○	○
9	度会小学校体育館	度会町棚橋 1679-1	○			○	○
10	度会小学校校舎		○			○	○
11	地域交流センター	度会町棚橋 1453-2	○			○	○
12	棚橋保育所	度会町棚橋 248-2	○	○	○	○	○
13	中之郷生活改善センター	度会町中之郷 1157-5	○	○	○	○	○
14	小川郷体育館	度会町中之郷 1025	○				○
15	旧小川郷小学校校舎		○				○
16	中之郷保育所	度会町中之郷 1024	○			○	○
17	一之瀬公民館	度会町脇出 329	○	○	○	○	○
18	一之瀬体育館	度会町脇出 372	○	○	○	○	○
19	旧一之瀬小学校校舎		○	○	○	○	○

## (4) 区・自治会避難場所

No	地区名	避難場所	住所	備考
1	中川	注連指集落農事集会所	度会町注連指 1235	
2		田口公民館	度会町田口 828	
3		麻加江公民館	度会町麻加江 860	
4		坂井区営農親睦センター	度会町坂井 771-3	
5		長原公民館	度会町長原 495-1	
6		立花公民館	度会町長原 2531-1	
7	内城田	鮎川構造改善センター	度会町鮎川 331-1	
8		立岡構造改善センター	度会町立岡 426	
9		大久保構造改善センター	度会町大久保 84-1	
10		平生構造改善センター	度会町平生 1107-2	
11		牧戸公民館	度会町牧戸 157-1	
12		棚橋コミュニティセンター	度会町棚橋 502-2	
13		大野木公民館	度会町大野木 610	
14		葛原多目的集会所	度会町葛原 1698	
15		下久具公民館	度会町下久具 113	
16		上久具公民館	度会町上久具 131-1	
17		田間区多目的集会所	度会町田間 89-2	
18		徳林寺	度会町当津 142	
19	茶屋広区コミュニティセンター	度会町茶屋広 665-4		
20	小川郷	安心寺	度会町川口 466-2	
21		清光寺	度会町栗原 613-1	
22		金竜庵	度会町中之郷 653	
23		日向多目的集会場	度会町日向 686-1	
24		宝泉寺	度会町五ヶ町 134	
25		小川公民館	度会町小川 441	
26		慈眼寺	度会町火打石 54	
27		駒ヶ野区集会所	度会町駒ヶ野 852	
28	一之瀬	小萩公民館	度会町小萩 558-3	
29		柳公民館	度会町柳 271-1	
30		市場公民館	度会町市場 253	
31		脇出公民館	度会町脇出 306	
32		和井野区公会堂	度会町和井野 893-1	
33		南中村公民館	度会町南中村 1258	
34		川上区公民館	度会町川上 444	

※ 集落の避難場所に対応できない時は、地区の指定緊急避難場所を指示することとする。

## (5) 応急給水場所

集落	応急給水場所	備考
中川地区	中川体育館	
内城田地区	度会小学校	鮎川～牧戸
	度会中学校	棚橋～葛原
	上久具公民館	下久具～茶屋広
小川郷地区	旧小川郷小学校	
一之瀬地区	旧一之瀬小学校	

※ 状況に応じて、集落の避難場所で行うこととする。

## 2 化学消火薬剤保有現況

保管	所在地	電話番号			化学消火剤	オイルフェンス	油吸着材
		市外局番	局番	番号	合成界面活性剤		
伊勢市 消防本部	伊勢市楠部町 159-11	0596	25	1261	1,303 l	8 張	600 枚

## 3 林野火災対策備蓄資機材

地域名	市町名	機材名																		
		防火水槽	利用施設	自然水利	補給基地	空中消火等	消防無線	工作車	林野火災	カッター	ブッシュ	チェーンソー	散水装置	可搬式	送水装置	可搬式	消防ポンプ	軽可搬式	付き水槽車	小型動力ポンプ
伊勢・度会 特別地域	度会町	1										12					1			

## 4 ごみ、し尿処理施設現況と運搬車両

市町名	ごみ				し尿			
	焼却施設		収集車		処理施設		収集車	
	施設数	処理能力	台数	積載車	施設数	処理能力	台数	積載車
度会町		(t/日)	6	(t) 13		(kl/日)		(kl)

## 第3部 物資人員輸送

### 1 確保車両数

地区	種別 地域	トラック		バス	タクシー	合計
		普	小			
伊勢（南勢）	伊勢市、鳥羽市 志摩市、度会郡	55	10			65

### 2 ヘリポート一覧表

#### (1) 離着陸場一覧表

表示 番号	所在地	名称	緯度	経度
0-83	度会町大野木 2831	南伊勢高等学校度会校舎	N 34° 26' 27	E 136° 37' 41
0-84	度会町大野木 1825	度会特別支援学校	N 34° 26' 09	E 136° 37' 41

#### (2) 臨時離着陸場一覧

指定 番号	所在地	場所名	緯度 経度	電話 番号	面積 (㎡)	
470-01	度会町 脇出 372	旧一之瀬小学校 グラウンド	N 34° 21' 05 E 136° 35' 21	0596 62-1111	79m × 53m	4,187
470-02	度会町 大野木 1058	宮リバー度会パーク 第5駐車場	N 34° 26' 05 E 136° 38' 10	0596 62-2416	70m × 34m	2,380
470-03	度会町 中之郷 1025	旧小川郷小学校 グラウンド	N 34° 24' 19 E 136° 36' 16	0596 62-2422	77m × 72m	5,544
470-04	度会町 脇出 794	ふれあい広場栗山	N 34° 21' 13 E 136° 35' 09	0596 62-2416	80m × 80m	6,400
470-05	度会町 棚橋 1679-1	度会小学校 グラウンド	N 34° 26' 05 E 136° 37' 03	0596 62-0004	80m × 75m	6,000
470-06	度会町 棚橋 300	度会中学校 グラウンド	N 34° 25' 54 E 136° 37' 35	0596 62-0194	135m × 75m	10,125
470-07	度会町 麻加江 145	中川第2グラウンド	N 34° 26' 00 E 136° 33' 30	0596 62-2422	70m × 75m	5,250

### 3 県緊急輸送ネットワーク

三重県地域防災計画を参照のこと。

## 第4部 要配慮者利用施設

NO	施設名	住所	電話番号	区分	土砂災害・洪水等危険箇所該当施設	重要施設 (利用者が24時間滞在する施設)
1	グループホーム わたらい	度会町麻加江 516-1	0596-64-1010	高齢者施設	○	○
2	特別養護老人ホーム かりん	度会町田間 319-18	0596-62-3300	高齢者施設		○
3	特別養護老人ホーム わたらい緑清苑	度会町棚橋 1202	0596-62-2200	高齢者施設	○	○
4	地域福祉センター 本所	度会町棚橋 1202	0596-62-1117	高齢者施設 障がい者施設	○	
5	ケアハウス伊勢度会 彩幸	度会町大野木 2945-2	0596-62-2225	高齢者施設		○
6	グループホーム こかげ	度会町棚橋 198	0596-62-1878	高齢者施設		○
7	地域福祉センター 一之瀬支所	度会町南中村 1956	0596-65-0266	高齢者施設		
8	長原保育所	度会町長原 365	0596-64-0022	児童福祉施設		
9	棚橋保育所	度会町棚橋 248-2	0596-62-0074	児童福祉施設		
10	中之郷保育所	度会町中之郷 1024	0596-62-0070	児童福祉施設	○	
11	度会町地域交流 センター	度会町棚橋 1453-2	0596-63-0070	児童福祉施設	○	
12	度会小学校	度会町棚橋 1679-1	0596-62-0004	教育施設	○	
13	度会中学校	度会町棚橋 300	0596-62-0194	教育施設		
14	南伊勢高等学校度会 校舎	度会町大野木 2831	0596-62-1128	教育施設		
15	度会特別支援学校	度会町大野木 1825	0596-62-0001	教育施設		
16	越智ファミリー クリニック	度会町大野木 2809-1	0596-62-2255	医療施設		

## 第5部 要員の確保

### 1 災害対策技術要員

区分 市町名	建設 機械 操作 手	船 船 運 転 士	船 船 機 関 士	自 動 車 運 転 士 (専 任)	土木 技術職			建築 技術職		医学職									
					一 般 土 木 技 師	農 業 技 師	林 業 技 師	建 設 技 師	電 気 技 師	医 師	歯 科 医 師	獣 医 師	薬 劑 師	保 健 師	助 産 師	看 護 師	准 看 護 師	レ ント ゲン 技 師	臨 床 検 査 技 師
度会町				6										5					

## 第6部 災害情報等

### 1 移動系及び同報系の防災行政無線の現況

#### (1) 移動系

基地局（ぎょうせいわたらい） 268.16MHz 10W

移動局

わたらい 101	麻加江生活改善センター	10W
わたらい 102	中之郷生活改善センター	10W
わたらい 103	一之瀬公民館	10W

#### (2) 同報系

親局（こうほうわたらい）65.551MHz 10W

子局（屋外受信機）

管理 No.	名称	設置場所
0	庁舎屋上	度会町棚橋地内
1	注連指 1	度会町注連指地区
2	注連指 2	度会町注連指地区
3	注連指 3	度会町注連指地区
4	田口 1	度会町田口地区
5	田口 2	度会町田口地区
6	田口 3	度会町田口地区
7	麻加江 1	度会町麻加江地区
8	麻加江 2	度会町麻加江地区
9	坂井	度会町坂井地区
10	長原 1	度会町長原地区
11	長原 2	度会町長原地区
12	立花	度会町立花地区
13	鮎川	度会町鮎川地区
14	立岡	度会町立岡地区
15	大久保 1	度会町大久保地区
16	大久保 2	度会町大久保地区
17	平生 1	度会町平生地区
18	平生 2	度会町平生地区
19	平生 3	度会町平生地区
20	牧戸 1	度会町牧戸地区
21	牧戸 2	度会町牧戸地区
22	棚橋 1	度会町棚橋地区
23	棚橋 2	度会町棚橋地区
24	大野木 1	度会町大野木地区
25	大野木 2	度会町大野木地区
26	大野木 3	度会町大野木地区
27	大野木 4	度会町大野木地区
28	大野木 5	度会町大野木地区
29	葛原 1	度会町葛原地区
30	葛原 2	度会町葛原地区
31	下久具 1	度会町下久具地区
32	下久具 2	度会町下久具地区
33	下久具 3	度会町下久具地区
34	上久具 1	度会町上久具地区
35	上久具 2	度会町上久具地区

管理 No.	名称	設置場所
36	田間	度会町田間地区
37	当津	度会町当津地区
38	茶屋広	度会町茶屋広地区
39	川口 1	度会町川口地区
40	川口 2	度会町川口地区
41	川口 3	度会町川口地区
42	川口 4	度会町川口地区
43	栗原 1	度会町栗原地区
44	栗原 2	度会町栗原地区
45	中之郷 1	度会町中之郷地区
46	中之郷 2	度会町中之郷地区
47	日向	度会町日向地区
48	五ヶ町	度会町五ヶ町地区
49	小川 1	度会町小川地区
50	小川 2	度会町小川地区
51	火打石	度会町火打石地区
52	駒ヶ野	度会町駒ヶ野地区
53	小萩 1	度会町小萩地区
54	小萩 2	度会町小萩地区
55	柳 1	度会町柳地区
56	柳 2	度会町柳地区
57	市場	度会町市場地区
58	脇出	度会町脇出地区
59	和井野	度会町和井野地区
60	南中村 1	度会町南中村地区
61	南中村 2	度会町南中村地区
62	南中村 3	度会町南中村地区
63	南中村 4	度会町南中村地区
64	川上 1	度会町川上地区
65	川上 2	度会町川上地区
66	南中村 5	度会町南中村地区
67	牧戸 3	度会町牧戸地区
68	大野木 6	度会町大野木地区
69	大野木 7	度会町大野木地区
70	棚橋 3	度会町棚橋地区
71	大野木 8	度会町大野木地区
72	棚橋 4	度会町棚橋地区
73	棚橋 5	度会町棚橋地区
74	鮎川 2	度会町鮎川地区
75	市場 2	度会町市場地区
76	南中村 6	度会町南中村地区
77	和井野 2	度会町和井野地区
78	田口 5	度会町田口地区
79	田口 6	度会町田口地区
80	長原 3	度会町長原地区
81	牧戸 4	度会町牧戸地区
82	棚橋 6	度会町棚橋地区
83	棚橋 7	度会町棚橋地区
84	棚橋 8	度会町棚橋地区
85	和井野 3	度会町和井野地区
86	脇出 2	度会町脇出地区
87	大野木 9	度会町大野木地区
88	大野木 10	度会町大野木地区
89	大野木 11	度会町大野木地区

## 子局（戸別受信機）公共施設等

整理	施設名称
1	度会町役場 1 F
2	度会町役場 2 F
3	度会町役場 3 F
4	度会町役場保健センター
5	度会町役場宿直室
6	度会小学校職員室
7	度会小学校体育館
8	度会中学校職員室
9	度会中学校体育館
10	棚橋保育所
11	長原保育所
12	中之郷保育所
13	中央公民館
14	麻加江生活改善センター
15	中之郷生活改善センター
16	一之瀬公民館
17	地域交流センター
18	協業センター
19	美化センター
20	町民体育館
21	中川体育館
22	旧小川郷小学校職員室
23	小川郷体育館
24	一之瀬体育館
25	棚橋駐在所
26	麻加江駐在所
27	脇出駐在所
28	度会町商工会
29	複合型施設わたらい
30	かりん
31	わたらい緑清苑
32	地域福祉センター本所（社協）
33	地域福祉センター一之瀬支所（れんげ草）
34	グループホームこかげ
35	とこわか杜
36	わたらい彩幸
37	度会特別支援学校

## 子局（戸別受信機）区・自治会避難場所

No	地区名	設置場所
1	中川	注連指集落農事集会所
2		田口公民館
3		麻加江公民館
4		坂井区営農親睦センター
5		長原公民館
6		立花公民館
7	内城田	鮭川構造改善センター
8		立岡構造改善センター
9		大久保構造改善センター
10		平生構造改善センター
11		牧戸公民館
12		棚橋コミュニティセンター
13		大野木公民館
14		葛原多目的集会所
15		下久具公民館
16		上久具公民館
17		田間区多目的集会所
18		徳林寺
19	茶屋広区コミュニティセンター	
20	小川郷	安心寺
21		清光寺
22		金竜庵
23		日向多目的集会場
24		宝泉寺
25		小川公民館
26		慈眼寺
27		駒ヶ野区集会所
28	一之瀬	小萩公民館
29		柳公民館
30		市場公民館
31		脇出公民館
32		和井野区公会堂
33		南中村公民館
34		川上区公民館

## 2 災害報告諸様式

### 様式(1)

#### 概 況 速 報

( 年 月 日 時 分現在) (度会町 報)

受信方法		発信者	
受信時間	日 時 分	受信者	
地区名	被害の程度	被害の種類	正確度

備考 1 被害の程度は、被害甚大、被害大、被害小、被害なしの4段階に区分する。

(区分別)	略号	
(1) 被害甚大	A	一集落の半数以上が半壊、半焼、床上浸水程度の被害
(2) 被害大	B	一集落の半数以上が、一部破損、床下浸水程度の被害
(3) 被害小	C	(1)(2)よりは被害が少ないと思われるもの
(4) 被害なし	D	

2 被害の種類は、人的、家屋、公共施設、船舶、山崩れ等被害を受けた主なもの

3 正確度は、見込、確認の別

## 様式(2)

## 災 害 速 報

〔度会町 報〕

年 月 日 時 分 現在				受信方法		電話、無線、口頭、文書使送					
災害の原因						受信時刻		日 時 分			
災害発生日時		年 月 日 時 分				発信者					
災害発生場所又は地域						受信者					
人 的	死者	ア	棟	耕 地	田	流	埋	マ	ヘクター		
	行方不明	イ	人			冠	水	ミ	ヘクター		
	重傷者	ウ	人			流	埋	ム	ヘクター		
	軽傷者	エ	人			冠	水	メ	ヘクター		
建 住 物 家	全 壊 (流、埋、焼)	オ	棟	公 共 施 設	道	路	モ	箇所			
		カ	戸		橋	梁	ヤ	箇所			
		キ	世帯		河川堤防	ユ	箇所				
		ク	人		海岸堤防	ヨ	箇所				
	半 壊 (流、埋、焼)	ケ	棟		砂防	ラ	箇所				
		コ	戸		港	湾	リ	箇所			
		サ	世帯		漁	港	ル	箇所			
		シ	人		沈	没	レ	隻			
	浸 水	床 上	ス		棟	船 船	流	失	口	隻	
			セ		戸		破	損	ガ	隻	
		床 下	ソ		世帯		ろ、かい等による船	ギ	隻		
			タ		人		山(崖)崩れ	グ	箇所		
	一 部 破 損	チ	棟		そ の 他	地	滑	リ	グ	箇所	
		ツ	戸			鉄	軌	道	ゴ	箇所	
		テ	世帯			通	信	施	設	ザ	立方メートル
		ト	人						ジ		
非 住 家	全壊(流、埋、焼)	ナ	棟	罹	災	世	帯	数	ズ	世帯	
		ニ	戸	罹	災	害	者	数	ゼ	人	
	浸 水	一部破損	ヌ	世帯	災害対策本部設置日時						
			ネ	人	災害救助報発動要請日時						
公 共 施 設 関 係	全壊(流、埋、焼)	ノ	棟	避難状況							
	半壊(流、埋、焼)	ハ	棟	応急措置及び救助活動状況							
	一部破損	ヘ	棟	応援機関などの出動状況		消防(水防)団員数					
摘要	公共施設関係	ホ				その他応援者数					

注 次の点についてもあわせて報告願いたい。

- 1 人的被害については、住所、氏名、職業、年齢等
- 2 建物関係の公共施設については、施設の名称、被害の程度
- 3 道路、橋梁などについては路線名、橋梁名、その他被害については、箇所等

## 様式(3)

## 披 害 状 況 調 書

( 年 月 日 時 分現在) 度 会 町

人的被害	死		者	ア	人		
	行		方	不	明	イ	人
	負傷	重		傷	ウ	人	
		軽		傷	エ	人	
		小		計	オ	人	
計				カ	人		
住家の被害	棟数	全壊、全焼及び流失		キ	棟		
		半壊及び半焼		ク	棟		
		一部破壊		ケ	棟		
		床上浸水		コ	棟		
		床下浸水		サ	棟		
	世帯数及び人員	全壊、全焼及び流失		世帯	シ	世帯	
				人員	ス	人	
		半壊及び半焼		世帯	セ	世帯	
				人員	ソ	人	
		一部破損		世帯	タ	世帯	
				人員	チ	人	
		床上浸水		世帯	ツ	世帯	
				人員	テ	人	
	床下浸水		世帯	ト	世帯		
人員			ナ	人			
報告	発信	月 日 時 分			発信者		
	受信	月 日 時 分			受信者		

注 災害救助法によるもの。

## 様式(4)

## 被害状況報告

( 年 月 日現在)

度会町

地区名	総戸数	被害状況(戸数)						被害率	摘要
		全壊	流失	半壊	床上浸水	床下浸水	計		

注 1 この報告は、感染症予防法によるものである。

2 地区とは、習慣上又は行政上一つの区画として扱われている地域であって、一般に「字」又は「町」と呼称されている程度の範囲の地域をいう。

$$\frac{\text{全壊流失半壊床下浸水の戸数} + \left[ \frac{\text{床下浸水の戸数}}{5} \right]}{\text{地区の総戸数}} \times 100$$

(小数点以下3位四捨五入)

## 様式(5)

## 救 助 の 実 施 状 況

度 会 町

区 分			
月 日 時 分	発 (受)		
発 (受)	信 者 氏 名		
月 日 時 分	現 在		
避 難 所	箇 所 数 (箇所)		
	収 容 実 人 員 (人)		
応 急 仮 設 住 宅	設 置 (希 望) 戸 数 (戸)		
炊 き 出 し そ の 他 に よ る 食 品 の 給 与	箇 所 数 (箇所)		
	給 食 数 (食)		
	給 食 人 員 (人)		
飲 料 水 の 供 給	対 象 人 員 (人)		
被 服 ・ 寝 具	給 与 世 帯 数 (世 帯)		
	被 服 (点)		
	寝 具 (点)		
	そ の 他 (点)		
医 療 及 び 助 産	医 療 班	(班)	
		(人)	
	医 療 機 関	(機 関)	
		(人)	
	患 者 数 (人)		
分 べ ん 者 数 (人)			
救 出	救 出 人 員 (人)		
	行 方 不 明 (人)		
住 宅 の 応 急 修 理	対 象 世 帯 数 (世 帯)		
学 用 品 の 給 与	小 学 生 (人)	学 用 品 点	
		教 科 書 冊	
	中 学 生 (人)	学 用 品 点	
		教 科 書 冊	
埋 葬	埋 葬 数 (体)		
死 体 の 捜 索 及 び 処 理	死 体 の 処 理 数 (体)		
障 害 物 の 除 去	対 象 世 帯 数 (世 帯)		

## 様式(6)

## 災害救助費概算額調

度会町

種目別区分	員数	単価	金額	備考
1 救助費		円	円	
(1) 収容施設の供与費				
避難所設置費	延 人			
応急仮設住宅設置費	戸			
(2) 炊き出しその他による食品の給与費	延 人			
(3) 飲料水の供給費	延 人			員数内訳は、罹災世帯構成員別調のとおり
(4) 被服、寝具その他生活必需品の給(貸)与費	世帯			
(5) 医療及び助産費	延 人			員数内訳は、罹災世帯構成員別調のとおり
医 療 費	延 人			うち教科書 円
助 産 費	延 人			うち教科書 円
(6) 災害にかかった者の救出費	人			
(7) 住宅の応急修理費	世帯			
(8) 生業資金の貸与費	世帯			
(9) 学用品の給与費	人			
小 学 校 児 童	人			
中 学 校 生 徒	人			
(10) 埋 葬 費	体			
大	人	体		
小	人	体		
(11) 死 体 の 捜 索 費	体			
(12) 死 体 の 処 理 費	体			
(13) 障 害 物 の 除 去 費	世帯			
(14) 輸 送 費				
(15) 人 夫 費				
合 計				

注 1 債務は確定しているが、繰替支弁のなされていないものについては「備考」欄にその金額及び支弁予定年月日を記入すること。

## 様式(7)

## 罹災世帯構成員別調

度会町

区分		全壊・全焼 及び流失	半壊及び半焼	床上浸水	計 世帯人員
		世帯人員	世帯人員	世帯人員	
世帯 構 成 人 数	1 人				
	2 人				
	3 人				
	4 人				
	5 人				
	6 人				
	7 人				
	8 人				
	9 人				
	10 人				
	11 人				
	12 人				
	13 人				
	14 人				
	15 人				
	16 人				
	17 人				
	18 人				
	児 生 徒 数	小学校児童	人	人	人
中学校生徒		人	人	人	人

注 死者及び行方不明者は、除外して記入すること。

## 様式(8)

## 救 助 の 種 目 別 物 資 受 払 状 況

度 会 町

救 助 の 種 目 別	年 月 日	品 名	単 位 呼 称	摘 要	受	払	残	備 考
避 難 所 用								
炊 き 出 し そ の 他 に よ る 食 品 給 与 用								
給 水 用 機 械 器 具 燃 料 浄 水 用 薬 品 資 材								
被 服 ・ 寝 具 等								
医 薬 品 衛 生 材 料								
被 災 者 救 出 用 機 械 器 具 燃 料								
燃 料 及 び 消 耗 品								

- 注 1 「摘要」欄に購入又は受払先及び払出先を記入すること。
- 2 「備考」欄に購入単価及び購入金額を記入すること。
- 3 各救助の種目別最終行欄に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにすること。なお、物資等において、県よりの受入分及び市の調達分がある場合には、それぞれの別に受、払、残の計及びそれぞれの金額を明らかにしておくこと。
- 4 救護隊による場合には、救護隊ごとに救護業務従事期間中における品目ごとに使用状況を記入すること。
- なお、「備考」欄に払高数量（使用数量）に対する金額を記入すること。



## 様式(10)

## 応急仮設住宅台帳

度会町

応急仮設住宅番号	世帯主氏名	家族数	所在地	構造区分	面積	敷地区分	着工月日	竣工月日	入居月日	実支出額	備考
		人					月日	月日	月日	円	
計	世帯										

- 注 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に附した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
- 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
- 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
- 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
- 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別をも明らかにすること。
- 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

## 様式(11)

## 住宅応急修理記録簿

度会町

世帯主氏名	修理箇所概要	完了月日	実支出額	備考
		月日	円	
計	世帯			

## 様式(12)

## 炊き出し給与状況

度会町

炊き出し場の名称	月 日			月 日			←	合 計	実支出額	備 考
	朝	昼	夜	朝	昼	夜				
									円	
計										

- 注 1 「朝、昼、夜」欄は、支給食数を記入すること。  
 2 「備考」欄は、給食内容を記入すること。

## 様式(13)

## 飲料水の供給簿

度会町

供給 月日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具							実支 出額	備 考	
		名 称	借 上			修 繕					燃 料 費
			数 量	所 有 者	金 額	修繕 月日	修繕費	修理の 概 要			
					円		円		円		
計											

- 注 1 給水用機械器具は、借上費の有償無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合にのみ「金額」欄に額を記入すること。  
 2 「修理の概要」欄には、修理の原因及び主な修理箇所を記入すること。

## 様式(14)

## 物資購入（配分）計画表

度 会 町

世帯区分 品名 単価	1人世帯 (基準額) 円				2人世帯 (基準額) 円					計				備考
	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額		数量	世帯数	所要数	金額	
計														

- 注 1 本表は全壊（焼）流世帯分と半壊（焼）、床上浸水世帯分に分けて作成すること。
- 2 「品名」欄は寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
- 3 各品目ごとに「備考」欄に、県調達分と町調達分を明らかにしておくこと。

様式(15)

物資の給与状況

度会町

住家の被害程度の区分	世帯主氏名	基礎となつた世帯構成人員	給与月日	物資給与の品名				実出	支額	備考
				布団	毛布	〇〇				
		人	月日					円		
計	全壊	世帯								
	半壊	世帯								

災害救助物資として、上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 注 1 「住家の被害程度の区分」欄は、全壊（焼）流失又は半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
- 2 「給与月日」欄は、その世帯に対して最後に物資を給与した月日を記入すること。
- 3 「物資給与の品名」欄は、数量を記入すること。

## 様式(16)

## 医療救護班出動編成表

区分	職名	氏名	期日	自 年 月 日 時 分 至 年 月 日 時 分					
				場					
班長			所						
班員			摘要						

## 様式(17)

## 医療救護班活動状況

医療救護班長

⑩

月 日	市町名	患者数 人	措置の概要	死体検案数 人	修繕費 円	備考
計						

注 「備考」欄は、班の編成及び活動期間を記入すること。

## 様式(18)

## 病 院 診 療 所 医 療 実 施 状 況

度 会 町

診療機関名	患者氏名	診療期間 月日	病 名	診療区分		診療報酬 点 数		金 額 円	備 考
				入院	通院	入院 点	通院 点		
計 機関	人								

注 「診療区分」欄は、該当欄に○印を記入すること。

## 様式(19)

## 助 産 台 帳

度 会 町

分べん者氏名	分べん日時	助産機関名	分べん期間 月日～月日	金 額 円	備 考
計					

## 様式(20)

## 被災者救出状況記録簿

度会町

年月日	救出人員	救出用機械器具								実出	支額	備考
		名称	借上費			修繕費			燃料費			
			数量	所有者 (管理者) 氏名	金額	修理 月日	修繕費	修繕の 概要				
月日	人			円	月日	円		円	円			
計												

- 注 1 他市町に及んだ場合には、備考欄にその市町名を記入すること。
- 2 借上費については、有償、無償を問わず記入するものとし、有償による場合にのみその借上費を「金額」欄に記入すること。
- 3 「修繕の概要」欄には、修繕の原因及び主な修繕箇所を記入すること。

## 様式(21)

## 死体処理台帳

度会町

処 理 年月日	死体発見の 日時及び 場所	死亡者 氏 名	遺 族		洗浄等の処理			死体の 一時 保存料	検案料	実支 出額	備考
			氏名	死亡者 との 関係	品 名	数 量	金 額				
							円	円	円	円	
計		人									

様式(22)

埋 葬 台 帳

度 会 町

死 亡 年 月 日	埋 葬 年 月 日	死 亡 者		埋 葬 を 行 っ た 者		埋 葬 費				備 考
		氏 名	年 齢	死 亡 者 と の 関 係	氏 名	棺 ( 附 属 品 を 含 む )	埋 葬 又 は 火 葬 料	骨 箱	計	
						円	円	円	円	
計		人								

- 注 1 埋葬を行った者が町長であるときは、遺族の氏名を「備考」欄に記入すること。  
 2 町長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨「備考」欄に明らかにすること。  
 3 埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を「備考」欄に記入すること。

様式(23)

障 害 物 除 去 の 状 況

度 会 町

住 家 被 害 分	氏 名	除 去 に 要 し た 間 期	実 支 出 額	除 去 に 要 す べ き 状 態 の 概 要	備 考
		月 日 ~ 月 日	円		
計	半壊 ( 焼 )	世帯			
	床上浸水	世帯			

## 様式(24)

## 学用品の給与状況

度 会 町

学 校 名	学 年	児 童 ( 生 徒 ) 氏 名	親 権 者 氏 名	給 与 月 日	給 与 品 の 内 訳					実 支 出 額	備 考
					教 科 書			そ の 他 学 用 品			
					国 語	算 数		鉛 筆	ノ ー ト		
				月 日						円	
計	小 学 校	人								円	
	中 学 校	人								円	

学用品を上記のとおり給与したことに相違ありません。

年 月 日

給与責任者（学校長）

氏 名

⑩

- 注 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与年月日を記入すること。
- 2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

## 様式(25)

## 輸 送 記 録 簿

度 会 町

輸送月日	目的	輸送区間 (距離)	借上等			修繕				燃料費	実支額	備考	
			使用車両等		金額	故障車両等		修繕月日	修繕費				故障の概要
			種類	台数		名称番号	所有者氏名						
					円				円	円			
計													

- 注 1 「目的」欄は主な目的（又は救助の種類名）を記入すること。
- 2 都道府県又は市町村の車両等による場合は「備考」欄に車両番号を記入すること。
- 3 借上車両等による場合は、有償無償を問わず記入すること。
- 4 借上等の金額欄には、運送費又は車両等の借上費を記入すること。
- 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

## 様式(26)

	第	号
	年	月
		日
三重県知事 様		
	度 会 町 長	印
自衛隊の災害派遣要請要求について		
災害を防除するため、自衛隊法第83条に基づく自衛隊の派遣要請を要求します。		
記		
1	災害の状況及び派遣を要請する事由 災害の状況（特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。） 派遣要請を要求する事由	
2	派遣を必要とする期間	
3	派遣を希望する区域及び活動内容 (1) 派遣を希望する区域 (2) 派遣を希望する活動内容 (3) 連絡場所及び連絡者	
4	その他参考となるべき事項	

様式(27)

	第	号
	年	日
三重県知事 様		
	度 会 町 長	印
自衛隊の撤収要請要求について		
このことについて、自衛隊法第 83 条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。		
記		
1	撤収要請要求日時	
	年 月 日	時 分
2	派遣要請要求日時	
	年 月 日	時 分
3	撤収作業場所	
	撤収作業内容	

## 様式(28)

公 用 負 担 命 令 権 限 書			
			身分 氏名
上記の者は〇〇区域における水防法第 28 条第 1 項の権限行使を委任したことを証明する。			
年 月 日			
			度 会 町 長 

## 様式(29)

第 号		公 用 負 担 命 令 票	
			住所 氏名
目的物 負担内容	種類 使用	収用	処分等
水防法第 28 条の規定に基づき、上記物件を〇〇する。			
年 月 日			
			様
			度 会 町 長 
			事務取扱者
			職氏名 

## 3 度会町災害履歴

発生年月日	種別	被害の内容
昭和 39 年 9 月 26 日	伊勢湾台風 (台風 15 号)	▼住家（カッコ内は被災人員） 全壊 64 戸（313 人） 半壊 29 戸（645 人） 浸水 1 戸（6 人） 合計 770 戸（964 人） ▼非住家 534 戸 ▼人的被害 重傷 2 人 軽傷 11 人 合計 13 人 ▼農業被害 田流失埋没 5 町歩 冠水 56 町歩 畑冠水 24 町歩 合計 85 町歩 ▼農産物の被害金額 21,000 千円 ▼林業被害 炭窯 37 基 木炭倉庫 18 棟 作業道 3,800 メートル 製材場 7 棟 土場 30 箇所 ▼林産物被害金額 55,000 千円 ▼土木農林施設被害 道路 15 箇所 600 千円 橋梁 1 箇所 200 千円 農業施設 4 箇所 400 千円 林道 4 箇所 1,000 千円 合計 24 箇所 2,200 千円 ▼学 校 内城田小 180 千円 中川小 2,440 千円 一之瀬小 950 千円 小川郷小 920 千円 内城田中 910 千円 中川中 580 千円 一之瀬中 800 千円 小川郷中 450 千円 合計 7,230 千円 ▼その他（カッコ内は施設数） 役場庁舎及び会議室等（三） 390 千円 連絡所（四） 111 千円 登記所（一） 70 千円 保育所（二） 90 千円 公民学園他（三） 570 千円 母子センター（一） 175 千円 診療所他（三） 95 千円 公営住宅（二四） 570 千円 合計 2,071 千円 ▼教員住宅 一之瀬小（二） 110 千円 一之瀬中（三） 130 千円 小川郷小（二） 110 千円 小川郷中（一） 60 千円 内城田小（一） 10 千円 中川小（一） 30 千円 中川中（一） 110 千円
昭和 49 年 7 月 7 日	七夕台風 (台風 8 号)	◇公共土木施設（町管理分） 道路 34 箇所、橋 3 箇所、河川 64 箇所、約 1 億 6 千 7 百万円の損害

発生年月日	種別	被害の内容
		◇農林水産業施設 林道 41 箇所、農道橋 42 箇所、用水路 43 箇所、頭首工 17 箇所、農地 65 箇所、治山 36 箇所などで約 4 億 5 千 6 百万円の損害 ◇その他の小災害 約 9 百万円の損害（1 箇所 10 万円以下の災害）
昭和 52 年 9 月 8 日～10 日	前線と台風 9 号による大雨	道路 2 箇所、河川 2 箇所
昭和 57 年 8 月 3 日	集中豪雨	
平成 2 年 9 月 14 日～20 日	秋雨前線及び台風 9 号による豪雨	住家一部破損 803 棟（268 戸） 非住家一部破損 2,007 棟 道路 7 箇所 河川 21 箇所 山（崖崩れ） 3 箇所 田-流埋 7 箇所
平成 2 年 9 月 30 日～10 月 1 日	台風 20 号	田-冠水 24 ha 畑-冠水 11 ha 道路 5 箇所 河川 17 箇所
平成 3 年 9 月 18 日～20 日	秋雨前線及び台風 18 号による豪雨	床上浸水 7 戸 床下浸水 1 戸
平成 16 年 9 月 29 日	台風 21 号	床上浸水 住宅 6 棟 店舗 5 棟 工場 6 棟 床下浸水 住宅 6 棟 冠水による土砂堆積 農地 15 箇所 （100ha） 町道 10 箇所 住宅 6 棟 法面崩落 作業道 1 箇所 路面陥没 林道 1 箇所 路面崩落 作業道 1 箇所 簡易水道水源地 冠水 2 箇所 土砂流入 2 箇所 宮リバー度会パーク冠水
平成 23 年 9 月 1 日	台風 12 号	床上浸水 住宅 6 棟 店舗 7 棟 工場 5 棟 床下浸水 住宅 8 棟 その他 1 棟 宮リバー度会パーク冠水
平成 29 年 10 月 22 日～23 日	台風 21 号	床上浸水 住宅 4 棟 店舗 2 棟 工場 6 棟 宮リバー度会パーク冠水

**4 平成 16 年台風 21 号（平成 16 年 9 月 29 日）による浸水域**

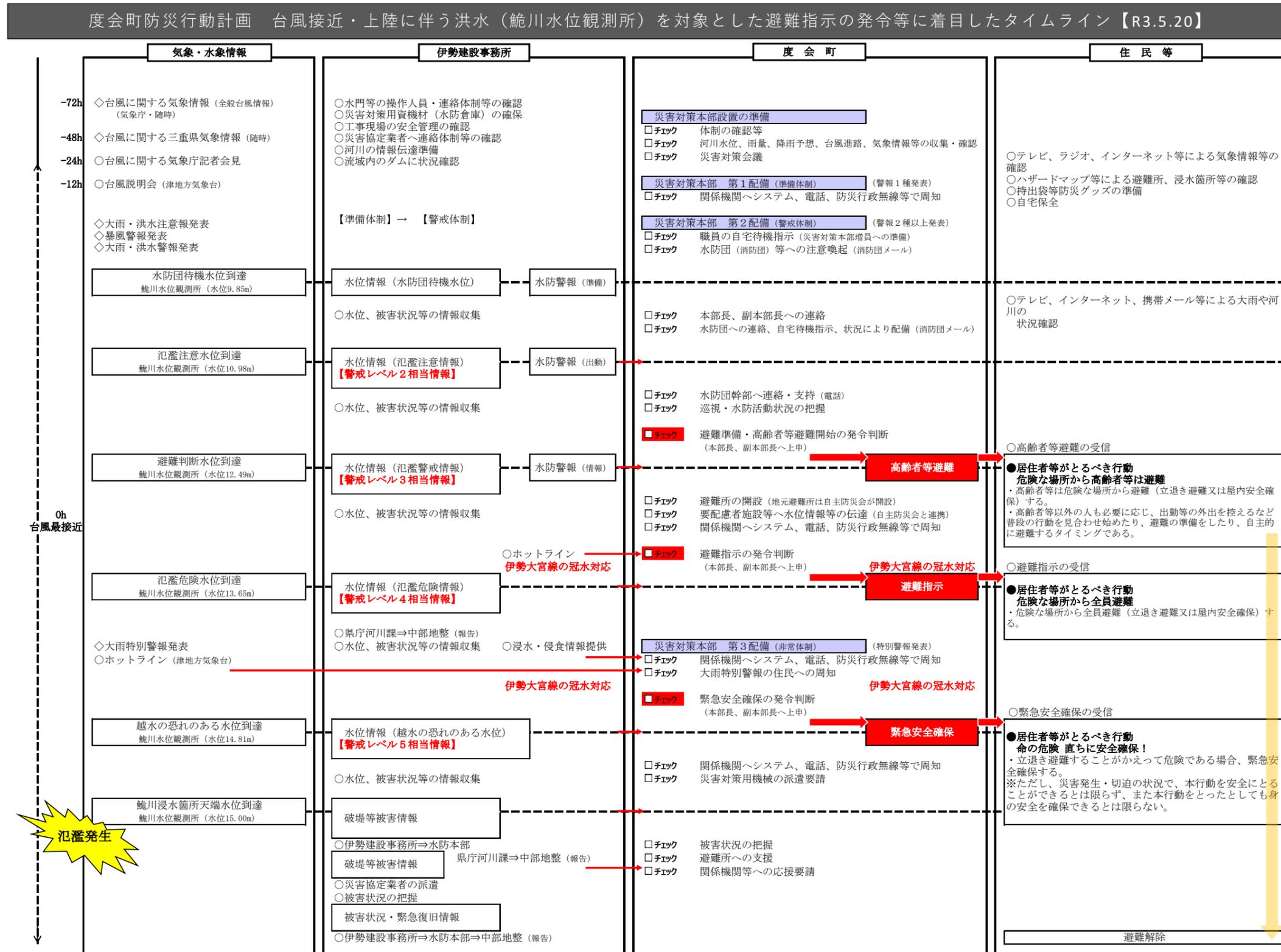
主な河川

本川	支 川							
宮川	一之瀬川	注連指川	東谷川	西谷川	五里山川	五輪堂川	わんだ川	岩風呂川
	カサ谷川	平生沖田川	河内谷川	鮪川沖田川	西河内川	宮谷川	中井戸川	-



タイムライン

台風の接近・上陸に伴う洪水（鮎川水位観測所）を対象とした避難指示の発令等に着目したタイムライン



※水位変動に伴う時間軸は台風進路予測の修正等により想定困難なため、設定しないものとする。また、0hは台風の進路、雨の降り方等により水位上昇は一樣で無いため、上下に変動するものとして設定している。  
 ※国土交通省からの情報もあるが、割愛している。

## 5 雨量・台風に関する基礎知識

## (1) 雨の強さと降り方 (平成12年8月作成)、(平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (ミリ)	予報語	人の感じるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の子	車に乗っていて
10以上 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る。	地面からの跳ね返りで足元がぬれる。	雨の音で話し声が良く聞き取れない。	地面一面に水たまりができる。	
20以上 30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしてもぬれる。	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく。		ワイパーを速くしても見づらい。
30以上 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る。			道路が川のようになる。	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)。
50以上 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)。	傘は全く役に立たなくなる。		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる。	車の運転は危険。
80以上	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる。				

資料：気象庁 雨と風の階級表

## (2) 風の強さと吹き方 (平成12年8月作成)、(平成29年9月一部改正)

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその瞬間風速 (m/s)
やや強い風	10以上 15未満	~50km	一般道路の自動車	風に向かって歩けにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流される感覚を受ける。	樋(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上 20未満	~70km	高速道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やタンク板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。	
非常に強い風	20以上 25未満	~90km		何かにつかまっていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。	通常ので速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。	30
	25以上 30未満	~110km						
猛烈な風	30以上 35未満	~125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。		走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属屋根の葺材がめくられる。	40

風の強さ (予報用語)	平均風速 (m/s)	およその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	およその瞬間風速 (m/s)
	35 以上 40 未満	~140km			多くの樹木が倒れる。 電柱や街灯で倒れるものがある。 ブロック壁で倒壊するものがある。		養生の不十分な仮設足場が崩落する。 外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	50
	40 以上	140km~					住家で倒壊するものがある。 鉄骨建造物で変形するものがある。	60

### (3) 台風の基礎知識

#### ① 大きさの階級

階級	平均風速 15m/s 以上の強風域の半径
-	500km 未満
大型 (大きい)	500km 以上~800km 未満
超大型 (非常に大きい)	800km 以上

#### ② 強さの階級

階級	中心付近の最大風速
-	33m/s 未満
強い	33m/s 以上~44m/s 未満
非常に強い	44m/s 以上~54m/s 未満
猛烈な	54m/s 以上

## 6 気象庁震度階級関連解説表

## (1) 人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。		
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。		
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5 弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5 強	大半の人が、物につかまらなさと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6 弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6 強	立っていることができず、はわないと動くことができない。揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

## (2) 木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 弱	－	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5 強	－	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6 弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6 強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

- 注 1 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- 2 この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。
- 3 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

## (3) 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5 強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6 弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6 強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

- 注 1 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。
- 2 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

## (4) 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※1 や液状化※2 が生じることがある。	落石や崖崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	崖崩れや地滑りが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある	
7		

- 注 1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。
- 2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。
- 3 大規模な地滑りや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

## (5) ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある。
鉄道の停止、 高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等が繋がりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

## (6) 大規模構造物への影響

長周期地震動※による 超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクの スロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設 の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

注 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

## 7 度会町防災会議設置条例

昭和 37 年 10 月 4 日条例第 18 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、度会町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 度会町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 町長の諮問に応じて町の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、町長に意見を述べること。
- (4) 各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、町長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故あるときは、あらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。

(1) 三重県警察の警察官のうちから町長が任命する者

(2) 町長がその部内の職員のうちから指名する者

(3) 教育長

(4) 消防団長

(5) 伊勢市消防署度会出張所長

(6) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

(委任)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 38 年 4 月 10 日条例第 3 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年 12 月 21 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 7 年 7 月 31 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 12 年 3 月 23 日条例第 9 号)抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成24年9月18日条例第17号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 8 度会町災害対策本部設置条例

昭和 37 年 10 月 4 日条例第 19 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条第 7 項の規定に基づき、度会町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を措置監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け災害対策本部長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部長の命を受け災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 8 年 3 月 28 日条例第 9 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 24 年 9 月 18 日条例第 18 号)

この条例は、公布の日から施行する。

## 9 救助法による救助の程度、方法、期間等一覧

「災害救助法による救助の程度・方法及び期間」早見表（令和5年度 適用基準）

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者を収容する。	（基本額） 避難所設置費 1人1日当たり 340円以内  高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者 資力では住宅を得ることができない者	○建設型仮設住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の实情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 6,775,000円以内 3 建設型仮設住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の現状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内 着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として6,775,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○賃貸型仮設住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる 2 基本額 地域の实情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の实情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事のできない者	1人1日当たり 1,230円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。（1食は1/3日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考				
被服、その他生活必需品の支給	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）、冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること				
	区分	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
	全壊全焼流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
		冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
	半壊半焼床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
	冬	10,100	13,200	18,800	22,300	28,100	3,700	
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所 国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上				
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上				
被災者の救助	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う 2 輸送費、人件費は別途計上				
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）し、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場、及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1世帯当たり 706,000円以内	災害発生の日から3か月以内					
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀傷し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。				

援助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
		小学生児童 4,800円 中学生生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円		
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人(12歳以上) 219,000円以内 小人(12歳未満) 175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をする。	(洗浄、消毒等) 1体当たり 3,500円以内 (一時保存) 既存建物借上費 通常の実費 既存建物以外 1体当たり 5,500円以内 (検案) 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力で除去することのできない者	1世帯当たり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の捜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法等第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費(消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料) 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度(以下「国庫負担対象年度」という。)における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

援助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
		算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ 3 千万円以下の部分の金額については 100 分の 10 ロ 3 千万円を超え 6 千万円以下の部分の金額については 100 分の 9		

注 この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 10 防災関係機関及び連絡窓口

### (1) 指定行政機関

機関名	所在地	区分	防災事務 連絡窓口	電話番号	F A X 番号
消防庁	東京都千代田区 霞ヶ関 2-1-2	昼間	防災事務 応急対策 室	03-5253-7527	03-5253-7537
		夜間・祝日	消防防 災・危機 管理セン ター	03-5253-7777	03-5253-7553

### (2) 指定地方行政機関

機関名	防災事務 連絡窓口	所在地	電話番号	F A X 番号
東海農政局 津地域センター	6次産業課班	津市広明町 415-1	059-228-3151	059-225-9694
津地方気象台	防災業務課	津市島崎町 327-2	059-228-6818	059-228-4745
鳥羽海上保安部	管理課	鳥羽市鳥羽 1-2383- 28	0599-25-3176	0599-26-4998
三重労働局	健康安全課	津市島崎町 327-2	059-226-2107	059-226-2117
中部地方整備局 三重河川国道事務所	総務課	津市広明町 297	059-229-2211	059-229-2229
近畿中国森林管理局 三重森林管理署	総務課	亀山市本町 1-7-13	0595-82-0069	0595-82-8792

### (3) 陸上自衛隊

機関名	防災事務 連絡窓口	所在地	電話番号	F A X 番号
陸上自衛隊 第33普通科連隊	第3科	津市久居新町 975	059-255-3133	同左

### (4) 教育委員会

機関名	防災事務 連絡窓口	所在地	電話番号	F A X 番号
三重県教育委員会	教育総務課	津市広明町 13	059-224-3301	059-224-2319

## (5) 警察本部

機関名	防災事務 連絡窓口	所在地	電話番号	F A X 番号
三重県警察本部	警備第二課	津市栄町 1-100	059-224-0110	059-224-0110
伊勢警察署		伊勢市神田久志本町 1481-3	0596-20-0110	0596-20-0110

## (6) 市町及び消防機関

機関名	防災事務 連絡窓口	所在地	電話番号	F A X 番号
三重県町村会	町村会事務局	津市桜橋 2-96	059-225-2138	059-223-5494
三重県消防協会	県防災対策部 消防・保安課 内	三重県広明町 13	059-224-2108	059-224-2199
伊勢市消防本部		伊勢市楠部町 159- 11	0596-25-1261	0596-26-2880

## (7) 指定公共機関

機関名	防災事務 連絡窓口	所在地	電話番号	F A X 番号
西日本電信電話 株式会社 三重支店	設備部災害対策室	津市桜橋 2-149	059-223-9330	059-227-6140
日本赤十字社 三重県支部	事業推進課	津市栄町 1-891	059-227-4145	059-227-6245
日本放送協会 津放送局	企画総務	津市丸之内養正町 4-8	059-229-3010	059-229-3029
中部電力パワーグ リッド株式会社 伊勢営業所	総務グループ	伊勢市神田久志本町 1754-19	0596-23-8580	0596-24-1479

## (8) 指定地方公共機関

機関名	防災事務 連絡窓口	所在地	電話番号	F A X 番号
三重交通株式会社	運転保安部 運転指導課	津市中央 1-1	059-229-5537	059-229-1635
三重県エルピーガス 協会		津市柳山津興 369-2	059-227-6238	059-229-4648
三重県医師会	三重県医師会 事務局	津市桜橋 2-191-4	059-228-3822	059-225-7801
三重県トラック協会	総務部	津市桜橋 3-53-11	059-227-6767	059-225-2095
三重テレビ放送 株式会社	技術部	津市渋見町小谷 693-1	059-223-3359	059-223-3367
三重エフエム放送 株式会社	総務課	津市観音寺町焼尾 1043-1	059-225-5533	059-227-1890

## (9) 三重県

機関名	防災事務 連絡窓口	所在地	電話番号	F A X 番号
三重県災害対策本部	防災対策部	津市広明町 13	059-224-2189	059-224-2199
政策企画部	政策企画総務課	〃	059-224-2009	059-224-2069
総務部	総務課	〃	059-224-2190	059-224-3170
防災対策部	災害対策推進課	〃	059-224-2189	059-224-2199
環境生活部	環境生活総務課	〃	059-224-2314	059-224-3069
子ども・福祉部	子ども・福祉 総務課	〃	059-224-2305	059-224-3406
地域連携・交通部	地域連携・交通 総務課	〃	059-224-2711	059-224-2219
農林水産部	農林水産総務課	〃	059-224-2511	059-224-2521
雇用経済部	雇用経済総務課	〃	059-224-2312	059-224-3024
県土整備部	県土整備総務課	〃	059-224-2652	059-224-2415
出納局	出納総務課	〃	059-224-2771	059-224-2784
企業庁	企業財務課	〃	059-224-2829	059-224-3045
教育委員会	教育総務課	〃	059-224-3173	059-224-2319
南勢志摩地域 活性化局	地域防災課	伊勢市勢田町 628-2	0596-27-5115	0596-27-5251
伊勢建設事務所	保全課	〃	0596-27-5205	0596-27-5256
伊勢農林水産 事務所	総務企画課	〃	0596-27-5161	0596-27-5254
伊勢保健所	総務企画課	〃	0596-27-5135	0596-27-5253

## (10) 医療機関

機関名	所在地	電話番号	F A X 番号
伊勢地区医師会	伊勢市勢田町 613-12	0596-28-2476	0596-23-6485
伊勢地区歯科医師会	伊勢市八日市場町 13-1	0596-24-1904	0596-27-3833
伊勢薬剤師会	伊勢市宮町 1-9-20	0596-20-0133	0596-20-0134
越智ファミリークリニック	度会町大野木 2809-1	0596-62-2255	

## 11 度会町防災会議委員

### 度会町防災会議会長（度会町長）

区分	委員
1号委員	三重県警察の警察官のうちから町長が任命するもの
2号委員	町長がその部内の職員のうちから指名する者
3号委員	教育長
4号委員	消防団長
5号委員	伊勢市消防署度会出張所長
6号委員	自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから町長が任命する者

## 12 防災関係機関所在地及び電話番号一覧表

機関名	所在地	電話番号
度会町役場	度会町棚橋 1215-1	0596-62-1111
度会町中央公民館	度会町棚橋 314	62-1588
度会町一之瀬公民館	度会町脇出 329	65-0001
麻加江生活改善センター	度会町麻加江 603-2	64-0756
中之郷生活改善センター	度会町中之郷 1157-5	62-0434
度会町給食センター	度会町棚橋 300	62-0007
度会町美化センター	度会町棚橋 1118	62-0249
地域福祉センター	度会町棚橋 1202	62-1117
伊勢市消防署度会出張所	度会町棚橋 1199	62-0348
棚橋警察官駐在所	度会町棚橋 1475-1	62-0034
麻加江警察官駐在所	度会町麻加江 604-3	64-0314
脇出警察官駐在所	度会町脇出 355	65-0221

---

## 第7部 度会町防災マップ

### 1 土砂災害ハザードマップ

---

「度会町防災マップ（令和2年度発行） 5ページ～」を参照のこと。

### 2 洪水ハザードマップ

---

「度会町防災マップ 23ページ～」を参照のこと。

### 3 ため池ハザードマップ

---

「度会町防災マップ 43ページ～」を参照のこと。

## 第8部 協定等一覧

整理	名 称	協定相手方	備考
1	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省中部地方整備局	
2	三重県市町村災害時応援協定	三重県	
3	三重県水道災害広域応援協定	三重県	
4	三重県防災ヘリコプター応援協定	三重県	
5	災害救助用米穀等の緊急引渡しについての協定	三重県	
6	災害時に備えた相互協力に関する申し合わせ	伊勢警察署	
7	消防防災業務相互応援協定	玉城町	
8	度会町と南伊勢町との災害時相互応援協定	南伊勢町	
9	災害時における災害廃棄物（がれき等）仮置場に関する協定	小俣産業有限会社 他個人 3件	
10	災害時要援護者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定	度会町社会福祉協議会	
11	災害時要援護者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定	特別養護老人ホームわたらい緑清苑	
12	災害時要援護者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定	特別養護老人ホームかりん	
13	災害時要援護者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定	医療福祉複合型施設わたらい	
14	災害時要援護者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定	宮の里ミタスメモリアルホーム	
15	災害時における医療救護活動に関する協定	伊勢地区医師会	
16	災害時における歯科医療救護活動に関する協定	伊勢地区歯科医師会	
17	災害時における医療救護活動に関する協定	伊勢薬剤師会	
18	災害時における災害時避難行動要支援者の支援に関する協定	三重県聴覚障害者支援センター	三重県
19	災害時における物資供給に関する協定	NPO 法人コメリ災害対策センター	
20	災害時における石油類燃料の供給に関する協定	三重県石油商業組合伊勢支部	
21	突発的な停電における情報伝達体制	中部電力(株)伊勢営業所	

整理	名 称	協定相手方	備考
22	特設公衆電話の設置・利用に関する覚	西日本電信電話(株)	
23	災害時の葬祭業務に関する協定	三重県葬祭業協同組合	
24	害時における LP ガス等の調達に関する協定	三重県伊勢 LP ガス協議会	JA サービス 伊勢、西金 商店、 釜屋商店、 西井商店
25	地震・津波・風水害等の緊急時における協定	南三重電気工事協同組合	
26	地震、風水害、その他の災害応急工事に関する協定	伊勢広域上下水道事業協同組合	
27	災害応急対策業務に関する協定	(株)神都	水道
28	災害応急対策業務に関する協定	磯部工業(株)	水道
29	災害応急対策業務に関する協定	(株)山信工業	水道
30	災害応急対策業務に関する協定	(株)丸吉建工	水道
31	災害応急対策業務に関する協定	東谷管工	水道
32	災害応急対策業務に関する協定	小松工業	水道
33	災害応急対策業務に関する協定	(株)森組	土木
34	災害応急対策業務に関する協定	(株)山下	土木
35	災害応急対策業務に関する協定	南和建設(株)	土木
36	災害応急対策業務に関する協定	(有)坂本土木	土木
37	災害応急対策業務に関する協定	(有)羽根総合工務	土木
38	災害応急対策業務に関する協定	(有)小林建設	土木
39	災害応急対策業務に関する協定	(有)伸亜建	土木
40	災害応急対策業務に関する協定	宮本建設(株)	舗装
41	災害応急対策業務に関する協定	浜口土木(株)	舗装
42	災害応急対策業務に関する協定	下建設(株)	舗装

整理	名 称	協定相手方	備考
43	災害応急対策業務に関する協定	(株)桜井組	舗装
44	災害応急対策業務に関する協定	朝日土木(株)	舗装
45	災害応急対策業務に関する協定	(株)中野組	舗装
46	災害応急対策業務に関する協定	マルヒロ産業(株)	舗装
47	災害時における動物救護活動に関する協定書	三重県獣医師会伊勢志摩支部	
48	度会町と日本郵便株式会社との包括連携に関する協定	日本郵便株式会社	
49	災害時における協力に関する協定	三重県行政書士会	
50	地震・風水害等の緊急時における防災協定	伊勢GIS協同組合	
51	災害時における協力に関する協定	いせしま森林組合	
52	災害時における小型無人機による情報収集に関する協定	株式会社テクノ中村	
53	災害等発生時における消毒業務等の協力に関する協定	株式会社アスビル	
54	各種災害時におけるマルチコプターを用いた情報収集及び情報連携に関する協定	中部電力パワーグリッド株式会社	
55	災害時における支援協力に関する協定	生活協同組合コープみえ	
56	災害に係る情報発信等に関する協定	ヤフー株式会社	
57	災害応急対策業務に関する協定	小谷産業(有)	土木
58	地域の健康づくり及び大規模災害対応に向けた相互連携に関する協定	中北薬品(株)	
59	災害時等における施設利用の協力に関する協定	株式会社高橋建築	
60	度会町災害ボランティアセンターの設置及び運営に関する協定	度会町社会福祉協議会	
61	災害時における応急仮設住宅用木材及び木材加工品の供給に関する協定	ウッドピア松阪協同組合	
62	災害時の協力に関する協定	三重県農業共済組合	